アフターサービスについて ご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。

ご照会などにつきましては、お電話で承ります。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター フリーダイヤル

0120-876-126

サービス内容

①ご契約内容についてのご質問・お問合わせ

②給付金などの請求のお手続き

③目標値の変更など、ご契約内容の変更のお手続き

営業時間 9:00~17:00(十日、祝日、年末年始などの休日を除く)

現在の積立利率、「保険料円貨入金特約」、「保険料外貨入金特約」、「円貨支払特約」の為替レートなどは、 第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。

第一フロンティア生命ホームページ https://www.d-frontier-life.co.ip/

ご契約内容について下記の書類を郵送します。

- ●「ご契約内容のお知らせ」(年2回)
- *「契約応当月」・「契約応当月+6ヵ月」それぞれ月末のご契約内容を、翌月下旬以降に郵送します。
- ●目標値到達による「定額の円貨建終身保険への移行」のお知らせ
- *「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加された方のみ、目標値到達時に郵送します。

で検討、お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」などをお読みください。

「ご契約のしおり・約款」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについて説明しています。 あわせてお読みいただき、大切に保管してください。

ご加入商品の「ご契約のしおり・約款」については、右記のコードからご確認いただけます。



< 公的保険制度>



公的保険制度についてくわしく知りたい方へ

公的保険制度を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。 金融庁ホームページにて 民間保険と関係のある公的保険制度について紹介されております。くわしくは、右記のコードからご確認ください。

この保険商品のご検討に際しては、必ず外貨建保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が 承諾したときに有効に成立します。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結 の代理権や告知の受領権はありません。担当者(生命保険募集人)の登録状況・権限などに関しまして確認をご要望の場合には照会先「第一フロンティア 生命0120-876-126]までご連絡ください。

その他ご注意いただきたい事項について

- ●この商品は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品です。この商品は預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金 支払の対象とはなりません。募集代理店が元本の保証を行うことはありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他の 取引に影響を及ぼすことはありません。
- ●募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。
- ●お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお手続きください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付 しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。
- ●法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。
- *募集代理店では、複数の保険会社の商品を取り扱っている場合があります。くわしくは募集代理店にお問い合わせください。

[募集代理店]

[引受保険会計]



第一フロンティア生命保険株式会社

〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1

日比谷フォートタワー ホームページ https://www.d-frontier-life.co.ip/

お客さまサービスセンター 0120-876-126 フリーダイヤル

営業時間 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

'23年4月版

(登)B22F0197(2022.12.23) F5876-05 '23年3月作成 ラ

2023年4月版

プレミアカレンシー3

積立利率変動型個人年金保険(19)(通貨指定型)







大切な資産をしっかりふやせる2つのプラン



満期重視プラン 満期まで待てば… ▼ 受取額が大きく増加 ✓ つかう時期を決めた運用におすすめ 運用する期間

●この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、 元本割れすることがあります。

●為替、解約時の市場金利の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。

契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載して います。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。

なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申込みの場合の注意事項 など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。

[引受保険会社]

▶P5~8



組み合わせで、お客さまのニーズにお応えします!

1 「通貨」をえらぶ

☑ 円より高い金利が期待できる外貨

為替リスクはありますが、 外貨の金利で資産をふやします。





☑ 為替リスクのない円貨

外貨より金利は低い傾向ですが、 為替リスクのない安心感があります。



田

2 「プラン」をえらぶ

基本プラン

プレミアカレンシー3は、「通貨」と「プラン」の

確定利回りで 確実にふやします。

外貨の場合、 日標値を設定できます。



外貨の場合、 為替のチェックはおまかせ、 ふえたら円で確保できるね!



☑ 年金原資額

確定利回りで、確実にふやします。

☑ 死亡給付金額

一時払保険料以上となります。

☑ 解約返還金額

一時払保険料を下回ることが あります。

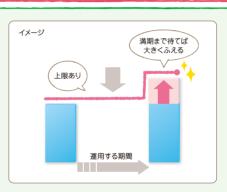
P3 • 4

満期重視プラン 死亡給付割合 100%

満期まで待てば、 受取額が大きくふえます。



万一の保障はへらさずに、 長生きに備えられるわ!



☑ 年金原資額

「基本プラン」と比べて、大きくなります。

☑ 死亡給付金額

一時払保険料の100%とします。

☑ 解約返還金額

一時払保険料を上回ることは ありません。

(一時払保険料の100%が上限)

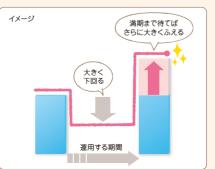
P5 • 6

満期重視プラン 死亡給付割合 50%

満期まで待てば、 受取額がさらに大きく ふえます。



"のこす"ことは考えずに 自分のためにふやしたい!



☑ 年金原資額

「満期重視プラン (死亡給付割合100%)」と 比べて、大きくなります。

☑ 死亡給付金額

一時払保険料の50%とします。

☑ 解約返還金額

一時払保険料を上回ることは ありません。

(一時払保険料の50%が上限)

P7 · 8 ^



′「外貨の確定利回りで ふやしたい」、さらに「ふえたら円で確保したい」方へ

判定します。

で行います。

ます。

* [目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約]を付加した場合



円より高い金利を期待

運用する通貨・期間を選び、 円換算の目標値を設定します。



1.000万円 × 110% = 1.100万円

ステップ2

為替のチェックはおま かけ

- ●3ヵ月経過以後、
 - 目標到達状況を毎営業日
- ●判定は解約返還金額の円換算額
- ●目標値は何度でも変更でき
 - *変更時は250%、300%も指定できます。

ふえたら円で確保

日標値に到達した場合には(**アー**)、自動的に円貨で

運用成果を確保し、円建の終身保険に移行します。 ►P20

ステップ3

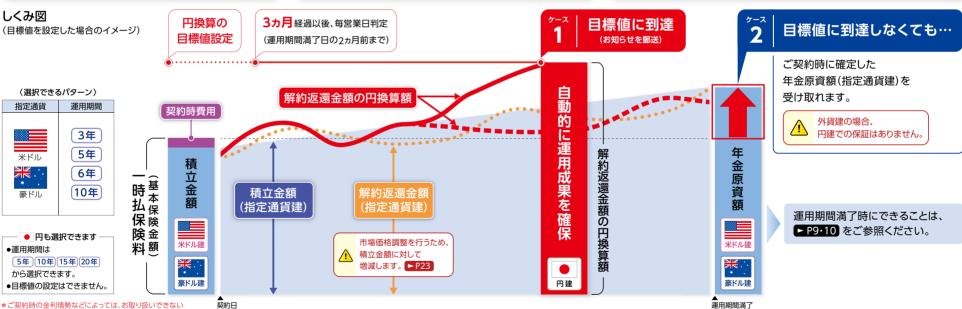
市場環境によっては目標値に到達しない場合があります。

〈移行後にできること〉

- ●円建の終身保険としてそのまま保有
- ●解約・減額して、解約返還金額(円貨)のお受取り
- ●終身保険にかえて、年金でのお受取り▶ P19







*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない 指定通貨・運用期間があります。

運用期間(積立利率保証期間)

指正通負	米ドル・蒙ドル			H				
運用期間	3年	5年	6年	10年	5年	10年	15年	20年
契約年齢	0~90歳	0~90歳	0~89歳	0~85歳	0~90歳	0~85歳	0~80歳	0~75歳
契約時費用	2.5%	3.5%	4.0%	5.5%	0.5%	1.0%	1.0%	1.0%

死亡給付金額について

運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、その日における積立金額、解約返還金額 または基本保険金額のいずれか大きい金額を、死亡給付金としてお支払いします。 ► P18

*上記しくみ図はイメージを表したもので、

将来の積立金額、解約返還金額などを保証するものではありません。



この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動

などによって損失が生じるおそれがあります。 ► P26~28

満期重視プラン

死亡給付割合 100%

"早く受け取りたい""万一に備えたい"

よりも 満期時の受取額を大きくしたい方へ

* 死亡時の保障を抑え、その分を生きている加入者の受取りに回すことで、年金原資額を大きくするしくみです。(トンチン年金)

*ご契約後に、死亡給付割合の変更はできません。

ご選択例

退職後の資金を準備したい。 でも、子どもがまだ学生なので、 白分に万一があっても、 ある程度はのこしたい…



白営業なので 公的年金の上乗せを考えたい。 もちろん、家族への保障も 大きく減らしたくない…



長生きに備えてふやしたい。 でも、亡き夫がのこしてくれた資産。 自分に万一があっても、 あまり減らしたくないわ…



ステップ1

運用する通貨を きめる

"円より高い金利が期待できる外貨"、 "為替リスクのない円貨" どちらか選びます。

ステップ2

お金を つかう時期を きめる

何年後に 受け取りたいか、 運用する 期間を選びます。

積立金額

(指定通貨建)

契約時費用

積

立金

額

指定

通貨建

契約日

ステップ3

保険のしくみで、 年金原資額を大きくしてお受取り

運用期間中、死亡給付金額・解約返還金額を抑えることで、 運用期間満了時の年金原資額が大きくなります。

しくみ図(イメージ)

*下記しくみ図はイメージを表したもので、 将来の積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などを保証するものではありません。



・ご契約者と被保険者が異なる契約は 取り扱いません。

〈選択できるパターン〉

指定通貨	運用期間
米ドル *・・ 豪ドル	3年 5年 6年 10年
	5年 10年 15年

*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない 指定通貨・運用期間・年輪・性別があります。

20年

運用期間中は 死亡保障・解約金を抑えることで…

死亡給付金額

(指定通貨建)

-時払保険料×100%

運用期間(積立利率保証期間)

満期時の 受取を大きく

↑
外貨建の場合、円建での保証はありません。

年 金 原 解約返還金額 (指定通貨建) 資 一時払保険料×100%を上限 貊 *市場価格調整が 適用されます。 ► P23 指定 通貨建

運用期間満了

運用期間満了時に できることは、 ► P9·10 を

ご参照ください。

米ドル・豪ドル			円				
年	6年	10年	5年	10年	15年	20年	

一時払保険金額

料額

指定通貨 運用期間 3年 契約年齢 0~90歳 0~90歳 0~89歳 0~85歳 0~90歳 0~85歳 0~80歳 0~75歳 契約時費用 2.5% 3.5% 4.0% 5.5% 0.5% 1.0% 1.0% 1.0%



この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動、

死亡給付金額・解約返還金額を抑えるしくみなどによって、損失が生じるおそれがあります。 ► P26~28

満期重視プラン

死亡給付割合

"早く受け取りたい""万一に備えたい"

よりも満期時の受取額をさらに大きくしたい方へ

* 死亡時の保障を抑え、その分を生きている加入者の受取りに回すことで、年金原資額を大きくするしくみです。(トンチン年金)

*ご契約後に、死亡給付割合の変更はできません。

ご選択例

家族に"のこす"お金は、 終身保険で準備済み。 白分の長生きに備えたいなぁ…



○年後にまとまった 資金を準備したい。 その間の医療費などは、 "別で"確保しているので。



独身なので、 "のこす"ことは考えずに、 自分のためにつかいたい!



ステップ1

運用する通貨を きめる

"円より高い金利が期待できる外貨"、 "為替リスクのない円貨" どちらか選びます。

ステップ2

お金を つかう時期を きめる

何年後に 受け取りたいか、 運用する 期間を選びます。 ステップ3

保険のしくみで、 年金原資額を大きくしてお受取り

運用期間中、死亡給付金額・解約返還金額を大きく抑えることで、 運用期間満了時の年金原資額がさらに大きくなります。

満期時の

受取をさらに大きく

介 外貨建の場合、円建での保証はありません。

運用期間満了時に

できることは、

▶ P9·10 を

ご参照ください。



*下記しくみ図はイメージを表したもので、 将来の積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などを保証するものではありません。

・目標値の設定はできません。

・ご契約者と被保険者が異なる契約は 取り扱いません。

〈選択できるパターン〉 指定诵貨 運用期間



*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない 指定通貨・運用期間・年輪・性別があります。

20年

積立金額 指定通貨建 契約時費用 死亡給付金額・解約返還金額は、一時払保険料を 年 大きく下回ります。 金 原 資 額 死亡給付金額 解約返還金額 *市場価格 調整が (指定诵貨建) (指定通貨建) 適用されます。 指定 -時払保険料×50% ー時払保険料×50%を上限 ► P23

運用期間中は 死亡保障・解約金を大きく抑えることで…

運用期間(積立利率保証期間)

指定通貨	米ドル・豪ドル			円				
運用期間	3年	5年	6年	10年	5年	10年	15年	20年
契約年齢	50~90歳	50~90歳	50~89歳	50~85歳	50~90歳	50~85歳	50~80歳	50~75歳
契約時費用	2.5%	3.5%	4.0%	5.5%	0.5%	1.0%	1.0%	1.0%

死亡給付金額は一時払保険料の50%となり、解約返還金額は一時払保険料の50%が上限と ☆ なります。お申込みの際は、この商品性について「意向確認書(兼適合性確認書)」でもご確認 ください。また、ご家族の同席や、ご家族へ相談いただくことを強く推奨しています。 ► P12

通貨建

運用期間満了



この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動、

死亡給付金額・解約返還金額を抑えるしくみなどによって、損失が生じるおそれがあります。 ► P26~28

一時払保険3

料額

積

立 金

貊

指定

通貨建

契約日

更新時の金利水準や

為替の状況をみて

選びたいね

運用期間満了時には

年金原資額をもとに、つぎの 1~5のいずれかを選べます。



【ご留意事項】

以外は、運用期間満了時の2ヵ月前を目処に届くお知らせによりお選びいただけます(ご契約時には選択できません)。 なお、下記のお取扱いは、運用期間満了時までにお手続きください。

年金原資額を一括で受取り

- 年金原資額を年金で受取り
 - ●確定年金 ●死亡時保証金額付終身年金
 - ●10年保証期間付終身年金

► P17

- 終身保険に移行(定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)を付加した場合)
 - <外貨建の終身保険に移行した場合>
 - 基本プラン で目標値を設定していた場合、目標到達の判定を継続します。
 - 満期重視プラン の場合は、新たに目標値を設定することができます。



- *目標値は、「一時払保険料の円換算額」に対する「解約返還金額の円換算額」の割合です。
- *移行後の死亡給付金額については ▶ P18 をご参照ください。

► P19

運用期間(積立利率保証期間)を更新

●更新時に、指定通貨と運用期間を変更することもできます。

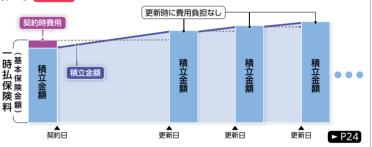
↑ 円から外貨への指定通貨の変更、およびプラン(「満期重視プラン」の場合は 死亡給付割合を含みます)の変更はできません。

<選択できるパターン>

指定通貨	米ドル ぶ 豪ドル	● 円
運用期間	1年 3年 5年 6年 10年	1年 5年 10年 15年 20年

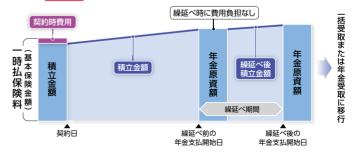
- *更新時の金利情勢などによっては、選択できない指定通貨・運用期間・年齢・性別があります。
- ●更新は何度でもできます。
 - *更新後の年金支払開始日における被保険者の満年齢が95歳を超えない範囲となります。
- 基本プラン で目標値を設定していた場合、目標到達の判定を継続します。
 - *目標値は、「一時払保険料の円換算額」に対する「解約返還金額の円換算額」の割合です。
 - *円に変更した場合、目標値の到達状況の判定は行いません。

<イメージ 基本プラン >



■ 年金支払開始日を繰延べ

- ●年金支払開始日を、1回に限り、日単位で繰り延べることが可能です。
- ●繰延べ期間は、指定通貨が外貨の場合は最長3年、円の場合は最長1年です。 *繰延べ期間の満了日における被保険者の満年齢が95歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。
- <イメージ 基本プラン >



- *年金支払開始日を繰り延べた場合、目標値の到達状況の判定は行いません。
- *繰延べ後の積立金額のふえ方は、「基本プラン」「満期重視プラン」ともに同じです。

► P25

"金利"と"為替"の影響・効果







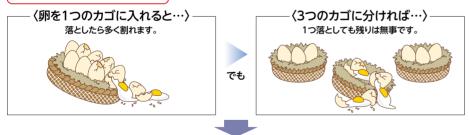
*外貨のお取扱いにかかる費用や税金などは考慮しておりません。



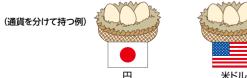
- ・為替相場の変動により、ドル建資産の円換算額は必ずしも円換算の元本を上回るものではありません。
- ・現在の積立利率は、「積立利率のお知らせ」または「設計書」でご確認ください。

② 分散投資の効果

「卵は1つのカゴに入れるな」 運用の鉄則は資産を分散することです。



同じように資産を別々の「通貨のカゴ」に分けてみると…





円だけでなく、外貨建資産を持つことで、分散投資の効果が期待できます。

この商品は預金ではありません。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。 預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。



"円ベース"での保証はありません。



外貨建の場合、死亡給付金額や運用期間満了時の年金原資額は、Pベースで元本割れすることがあります。



運用期間中に解約・減額した場合、 3 解約返還金額が一時払保険料を下回ることがあります。



市場価格調整

〈市場価格調整(解約返還金額の増減)イメージ〉





*「市場金利」の水準に基づいて、解約返還金額の計算に適用する「平均指標金利」が算出されます。

〈解約返還金額の例〉基本プラン、指定通貨:米ドル、運用期間:10年、積立利率:2.00%、平均指標金利:2.00%、一時払保険料:100,000米ドル



満期重視プランを選択した場合、 4 運用期間中の死亡給付金額・解約返還金額が抑制されます



〈死亡給付金額・解約返還金額の例〉

死亡給付割合 50%、女性、60歳、指定通貨:米ドル、運用期間:10年、積立利率:2.00%、平均指標金利:2.00%(解約時も同じ)、一時払保険料:100,000米ドル

死亡給付金額・解約返還金額 運用期間満了までの 一時払保険料 死亡給付金額,解約返還金額 100.000米ドル 50.000米ドル

- *契約時費用は、指定通貨が米ドル・豪ドルの場合、運用期間ごとに〈3年〉2.5%、〈5年〉3.5%、〈6年〉4.0%、〈10年〉5.5%です。
- *上記 3 4 の解約返還金額・死亡給付金額は、経過年数ごとの年単位の契約応当日前日の金額で、小数点以下を切捨てにより表示しています。

契約概要

- ■この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特に ご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、 内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- ■「契約概要」に記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要 や代表事例を示しています。その詳細ならびに主な保険用語の説明などに ついては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。
- ■この保険の正式名称は、「積立利率変動型個人年金保険(19)(通貨指定型)」です。
- ■この冊子では、わかりやすさの観点から「ご契約のしおり・約款」上の用語をつぎのとおり表記しています。

「ご契約のしお	り・約款」に記載の名称	この冊子での表記
保険契約の型	積立型	基本プラン
体膜类形の室	生存保障重視型	満期重視プラン

■指定通貨が外貨の場合のみ、または円の場合のみに該当する箇所をつぎのとおり、国旗のみで表記しています。

指定通貨	このページ以降での表記
外貨のみ該当	<u>₩</u>
円のみ該当	•

引受保険会社の商号と住所などについて

- ■商 号 第一フロンティア生命保険株式会社
- ■住 所 〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1 日比谷フォートタワー
- ■電話 0120-876-126
- ■ホームページ https://www.d-frontier-life.co.jp/

2 この保険の特徴について

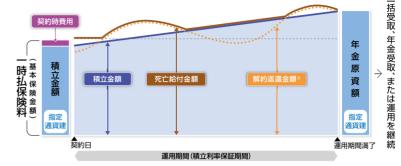
- ■この保険は、通貨、保険契約の型(プラン)、死亡給付割合および積立利率保証期間ごとに 金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立利率などに基づき年金原資額を定めるしくみの 保険料一時払方式の年金保険です。
- ■この保険には2つのプランがあり、ご契約のお申込みの際にいずれかを指定いただきます。 「満期重視プラン」の場合、死亡給付割合を100%、50%からお選びいただきます。

基本プラン		積立利率により増加した積立金額に基づき 年金支払開始日に年金額を定めるしくみ		
満期重視プラン	死亡給付割合 100%	年金支払開始日前の死亡給付金額や		
	死亡給付割合 50%	解約返還金額を抑えることで、「基本プラン」と比べて 年金原資額を大きくするしくみ		

■通貨の種類は、米ドル、豪ドル、円で、ご契約のお申込みの際に1つ指定いただきます。

- ■指定通貨建の年金原資額が、指定通貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません。
- ■商品のしくみ図(イメージ)については以下のとおりです。
- 基本プラン

<イメージ>



※市場価格調整を行うため、積立金額に対して増減します。

- *上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などを保証するものではありません。
- * | 「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合は ▶ P3・4 をご参照ください。
- 満期重視プラン

▶ P5~8 をご参照ください。

3 この保険の費用・リスクについて

■この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動、 「満期重視プラン」の場合の死亡給付金額・解約返還金額を抑えるしくみなどによって、 損失が生じるおそれがあります。 ► P26~28

4 積立利率について

■積立利率とは、積立金(一時払保険料から契約時費用を控除したうえで積み立てるお金)に適用される利率のことで、 毎月2回(1日と16日)設定されます。

積立利率の算出にあたっては、指標金利を参考に当社が定めた率から、保険契約関係費率を差し引きます。

なお、積立利率は一時払保険料全体に対する実質的な利回りとは異なります。

計算方法	積立利率 = 平均指標金利 + 調整率 - 保険契約関係費率
指標金利 (下段の表も ご参照ください)	指定通貨ごとに、所定のインデックス利回りなどをもとに算出します。 「平均指標金利」とは、積立利率計算日(積立利率が設定される、毎月1日と16日の直前3営業日前) に算出される、当社所定の期間(3日間)の指標金利の平均値です。
調整率	市場金利の変動幅などを考慮して、指定通貨ごとに上限および下限を定めています。 [米ドル]-1.5%~+1.0% [豪ドル]-1.0%~+1.5% [円]-1.0%~+1.5%
保険契約関係費率	くわしくは ► P26 をご参照ください。

<積立利率の設定と適用イメージ>



<指標金利>

指定通貨	積立利率保証期間	指標金利
	3年、(1年※)	加重平均インデックス利回り(対象年限3年)
米ドル	5年、6年	加重平均インデックス利回り(対象年限5年)
	10年	加重平均インデックス利回り(対象年限10年)
豪ドル	3年、5年、6年、10年、(1年※)	積立利率保証期間に応じた豪ドル金利スワップレート(固定受け、変動払い(BBSW))
円	5年、10年、15年、20年、(1年※)	積立利率保証期間に応じた日本国債の流通利回り

※更新時のみ選択可能です。

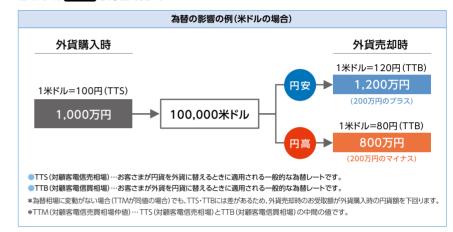
- *加重平均インデックス利回りとは、つぎの(1)を10%、(2)を90%の割合で加重平均して算出した利回りのことをいいます。
- また、(1)および(2)のインデックス名称に変更があった場合、変更後の名称とします。
- (1)Bloomberg USD Treasury/Agency/Supranational/Sovereign Fixed income bond Index A-/A3 or betterの構成銘柄のうち 残存年数が対象年限の前後1年以内となる銘柄を抽出し、銘柄ごとの時価総額で加重平均して算出した利回り
- (2)Bloomberg USD Senior Industrial/Utility Fixed income bond Index A-/A3 or betterの構成銘柄のうち残存年数が対象年限の前後1年以内となる銘柄を抽出し、銘柄ごとの時価総額で加重平均して算出した利回り
- *使用する金利スワップレートは、将来変更となることがあります。
- *指標金利の推移は ▶ P36 をご参照ください。

5 配当金について

■この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

う **基準** 為替リスクについて

■くわしくは P28 をご参照ください。



7 保障内容について

年金

■年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者が生存しているときに年金をお支払いします。

	年金の種類	年金受取開始年齢※
確定年金	決まった期間、確実に年金を受け取れます。 年金受取期間 3年~7年(1年きざみ)、 10年~40年(5年きざみ)から選択 *年金受取期間中に被保険者が死亡された場合、残りの年金受取期間の未払年金現価を お支払いします(未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます)。	指定通貨ごとに、 以下のとおりとなります。 外貨 3歳~95歳 円 5歳~95歳
死亡時保証 金額付 終身年金	年金原資額までのお受取りを確保したうえで、一生涯にわたって年金を受け取れます。 死亡時保証期間 死亡時保証金額 (=年金原資額一年金受取総額) 年金受取総額 本のでは、一生涯 毎回の年金額 本のでは、一生涯 本のでは、一生活が、一生活が、一生活が、一生活が、一生活が、一生活が、一生活が、一生活が	50歳~95歳
10年保証 期間付 終身年金	10年間の年金受取期間を確保したうえで、一生涯にわたって年金を受け取れます。	50歳~95歳
一括受取 (年金原資額の 一時支払	年金原資額を一括で受け取れます。 一括受取 *ご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができる。	ます。

- ※年金支払開始目における被保険者の満年齢です。
- ※「満期重視プラン(死亡給付割合50%)」の場合、年金受取開始年齢は、〈外貨〉53歳~〈円〉55歳~ となります。
- *年金額は、年金原資額をもとに、年金支払開始日における基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。
- *年金額が3,000米ドル、3,000豪ドル、30万円に満たない場合は、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、 年金原資額をご契約者にお支払いします(3年確定年金の場合を除く)。また、一時払保険料の金額によっては、ご契約時に選択しただけない年金 種類および年金受取期間があります。
- *年金支払開始日以後、年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した後継年金受取人が引き続き年金を受け取ることができます。 後継年金受取人の指定がないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります。

死亡給付金

- ■被保険者が死亡された場合、死亡給付金を死亡給付金受取人にお支払いします。
- ■年金支払開始日前の死亡給付金額は、被保険者が死亡したときにおける以下の金額となります。

プラン	死亡給付金額				
基本プラン	つぎのいずれか大きい金額 ●基本保険金額 ●積立金額 ●解約返還金額				
満期重視プラン	死亡給付割合 100%	基本保険金額(一時払保険料) × 100%			
	死亡給付割合 50%	基本保険金額(一時払保険料) × 50%			

- ■年金支払開始日を繰り延べ、被保険者が繰延べ期間中に死亡された場合、被保険者が死亡した日における繰延べ後積立金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。年金支払開始日の繰延べについて、くわしくは ▶ P25 をご参照ください。
- ■「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」または「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」を付加し、終身保険に移行後は以下のとおりとなります。 ►P19-20

保険期間	死亡給付金額
移行日から2年後の移行後保障増額日の前日ま	で 被保険者が死亡したときの責任準備金額(解約返還金額)
移行後保障増額日以後	被保険者が死亡したときの移行後基本保険金額

*移行後の死亡給付金額は、移行前の死亡給付金額を下回ることがあります。

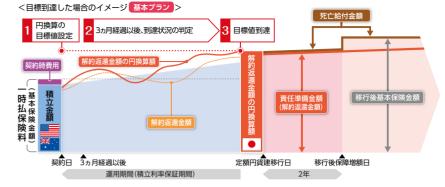
年金などを外貨でお受け取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまに用意していただく必要があります。 また、外貨でのお受取りは円貨でのお受取りに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

付加できる特約について(くわしくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください)

重要 目標値到達時 定額円貨建終身保険 移行特約	■ 運用期間満了日の2ヵ月前まで付加できます。 ■ 目標値に到達せず運用期間が満了した場合でも、つぎの場合は目標到達の判定を継続します。 ・ 外貨建の終身保険に移行(「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」を付加) ・ 積立利率保証期間の更新 * 当特約を契約当初に付加しなかった場合でも、上記の場合、新たに付加できます。
定額終身保険 移行特約 (移行後通貨指定型)	■運用期間満了時に付加でき、年金原資額をもとに終身保険に移行できます。 ■ 第 8 行後の指定通貨を変更することができます。円貨も指定できますが、目標値を設定していた場合、以後の到達状況の判定は行いません(上記特約は消滅します)。 ■ 8 行後の死亡給付金額については
年金支払移行特約	 上記2つの特約のいずれかを付加し、終身保険に移行後、付加できます(ただし、契約日から起算して1年以上経過しているときで被保険者の満年齢が90歳以下の場合に限ります)。 特約年金支払開始日の前日の解約返還金額を特約年金原資額として、年金でのお受取りに移行できます。 特約年金の種類は確定年金で、年金受取期間は3年、5年および10年から選択できます。
保険料 円貨入金特約	■保険料を円貨でお払い込みいただけます。 ■指定通貨への換算に適用する為替レートは、円貸払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 *着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。
保険料 外貨入金特約	■保険料を指定通貨と異なる外貨でお払い込みいただけます。 ■指定通貨への換算に適用する為替レート(クロスレート)は、外貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 *着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。
円貨支払特約	 ■年金、死亡給付金、解約返還金などを円貨で受け取ることができます。 ■年金などのご請求の際に付加できます。 ■円貨への換算に適用する為替レートは、第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 ■円貨による年金受取の選択は、第1回の(特約)年金の請求の際に限ります。また、円貨による年金受取を開始された場合、以後、外貨で受け取ることはできません。年金原資額は、第一フロンティア生命所定の為替レートで円貨に換算し、その金額をもとに年金額を計算します。
死亡給付金等の 年金払特約	■死亡給付金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。■死亡給付金の支払事由の発生前に限り、付加できます。■特約年金の受取回数は、所定の回数(5回~40回の5回きざみ)から選択できます。
保険契約者代理特約フロンティアのご家族安心サポート	 ご契約時およびご契約後に、被保険者の同意のうえ付加できます。 契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難な場合に、あらかじめ指定した保険契約者代理人が、解約などの手続きを代理できます。 本特約には、保険契約者代理人が契約内容について照会できる「契約内容ご案内制度」が付帯されます。 保険契約者代理人に指定できる範囲、代理の対象となる手続きについての詳細は、「フロンティアのご案を保みせばったのご案内、おより、おきしてご確認ください。

のご家族安心サポートのご案内 | および「ご契約のしおり・約款 | でご確認ください。

→ ■ 🔤 🚰 「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合のお取扱いについて、以下のとおりとなります。



- *責任準備金とは、将来の死亡給付金をお支払いするために、積み立てたものです。
- *下記に記載のTTM(対顧客電信売買相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

1 円換算の目標値設定

105%または110~200%(10%きざみ)で目標値を設定します。

払込通貨	円換算の目標金額				
円 (「保険料円貨入金特約」を付加)	円貨払込金額 × 目標値				
外貨(指定通貨)	一時払保険料の円換算額 × 目標値 一時払保険料(指定通貨建)×判定基準為替レート※ ¹ (TTM+50銭)				
指定通貨以外の外貨 (「保険料外貨入金特約」を付加)	外貨払込金額の円換算額 × 目標値 指定通貨以外の外貨払込金額 × 判定基準為替レート※1(TTM+50銭)				

- ※1 第一フロンティア生命に着金した日(第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日)の為替レートです。
- ■「円換算の目標金額」が18億円相当額を超える設定、変更はできません。
- * 市場環境によっては、目標値に到達しない場合があります。目標値については、市場環境をふまえ、ご指定ください。

2 到達状況の判定

解約返還金額の円換算額が、上記 1 「円換算の目標金額」に到達しているかを毎営業日、判定します。

	判定期間			
契約当初	契約日から3ヵ月経過以後※2より運用期間満了日の2ヵ月前まで	解約返還金額(指定通貨建)		
更新後	更新日から更新後の運用期間満了日の2ヵ月前まで	×目標値判定為替レート		
外貨建の終身保険に移行後	終身保険移行日から終身	(TTM-50銭)		

- ※2 この特約を3ヵ月経過以後に付加した場合は、その付加日となります。
- ■目標到達までは、目標値を何度でも変更することができます。変更時はさらに250%、300%も指定できます。

3 目標値到達

運用成果を円貨で確定し、自動的に円建の終身保険に移行します。

- ■目標値に到達した日(到達判定日)の翌々営業日(定額円貨建移行日)に、円建の終身保険に移行します。
- ■移行後基本保険金額は、到達判定日における解約返還金額の円換算額をもとに、定額円貨建移行日における基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて算出します。
- ■定額円貨建移行日以後の死亡給付金額については ►P18 をご参照ください。
- ■移行後に解約・減額した場合は、解約返還金額は責任準備金額と同額で、経過月数に応じて計算した金額となります (市場価格調整は行いません)。

			指定通貨	当で	米	رال	豪ドル		円
			1 ムナス担ム			0米ドル	10,000豪h	الا	00万円
			28	27					
			■■ • 「保険料円貨入				円		
基本	保険金額	e III	付加する	場合			100万円		
_	払保険料 \	最低				払込通貨	:米ドル/指定	≧通貨:豪ドル	
しもしく	は払込金額ノ		E / (200 k) (1 / (2 2				10,000米ト	ジル	
			「保険料外貨入 付加する			払込通貨	:豪ドル/指定	≧通貨:米ドル	
							10,000豪h	ジル	
			*保険料の払込単	位は、米ドル:	1米ドル、豪	豪ドル:1豪ド	ル、円:1万円	です。	
更新問 などし お取り ない	的時 お お け い よ い り が り は き り り り り り り り り り り り り り り り り り	最高	18億円相当額※ ※ 三 第一プロンティア生命が毎年6月に定める為料 * 同一の被保険者について、他に第一プロンティア生命の 基本保険金額などは通算して18億円相当額を超えること				定額個人年金	保険に加入さ	れている場合、
達用がます。									
			指定通貨 運用期間(積立利率保証期間)						
運用期間	間(積立利率保	証期間)	外貨 3年、5年、6年、10年、(1年※)						
			円 5年、10年、15年、20年、(1年*) ※更新時のみ選択可能です。						
			●指定通貨:外貨	<u> </u>					
			運用期間			3年	5年	6年	10年
	契約年齢		基本プラン			0 歳~90歳	0 歳~90歳	0 歳~89歳	0 歳~85歳
*契約日	における被保険者	の満年齢	満期重視プラン	死亡給付割台	100%	0 歳~90歳	0 歳~90歳	0 歳~89歳	0 歳~85歳
	ご契約時および		死亡給付割さ		含 〔50%〕	50歳~90歳	50歳~90歳	50歳~89歳	50歳~85歳
	更新時の金利情勢などによっては		●指定通貨:円						
	お取り扱いできない年齢・性別		_	運用期間		5年	10年	15年	20年
	があります。		基	本プラン		0 歳~90歳	0 歳~85歳	0 歳~80歳	0 歳~75歳
			満期重視プラン	死亡給付割台	=	0 歳~90歳	0 歳~85歳	0 歳~80歳	0 歳~75歳
				死亡給付割部	\$ (50%)	50歳~90歳	50歳~85歳	50歳~80歳	50歳~75歳
確定年金年金			指定通貨ごとに、〈外貨〉3歳※~95歳、〈円〉5歳※~95歳 ※「満期重視ブラン(死亡給付割合50%)」の場合、〈外貨〉53歳~〈円〉55歳~ となります。 *年金受取期間の満了日は、被保険者の満年齢が122歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。(年金受取開始年齢+年金受取期間 ≦ 122歳)						
100 L L	死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金		50歳※~95歳 ※「満期重視ブラン(死亡給付割合50%)」の場合、〈外貨〉53歳~〈円〉55歳~ となります。						

年金受取人		ご契約者または被保険者から指定
死亡給付金受取人 後継年金受取人		被保険者の配偶者または3親等内の親族・6親等内の血族から指定 *後継年金受取人は1名のみで被保険者も指定できます。
年金種類の変更		年金支払開始日前に限り、年金種類の変更(確定年金、死亡時保証金額付終身年金 および10年保証期間付終身年金いずれかへの変更)を取り扱います。
年金受取期間の変	更	年金支払開始日前に限り、年金受取期間(回数)の変更を取り扱います(確定年金のみ)。
年金支払開始日の変更		繰上げ年金開始*、年金支払開始日の繰延べ、積立利率保証期間の更新を取り扱います。 *「基本ブラン」の場合のみ取り扱います。
保険料の払込方法	Ė	一時払のみ取り扱います。
解約		解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。 *請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日)を 解約返還金計算日とし、その日の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。
増額		取り扱いません。
基本保険金額の 変更 減額		基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。 ただし、減額後の基本保険金額が10,000米ドル、10,000豪ドル、100万円以上ある ことが必要です。なお、残存部分は継続します。
契約者貸付		取り扱いません。

(満期重視プラン) のお取扱い上の留意点 [満期重視プラン]の場合、ご契約者と被保険者が異なる契約は取り扱いません (ご契約者が法人の契約も取り扱いません)。

解約返還金額について

■解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。

解約返還金額

積立金額

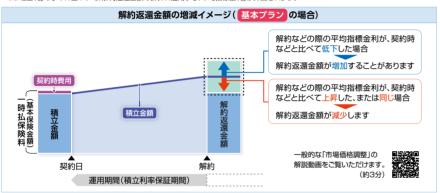
X(1-市場価格調整率)



「満期重視プラン」の場合、基本保険金額(一時払保険料)に死亡給付割合(100%または50%)を乗じた額が上限となります。

市場価格調整

- ■市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことを いいます。この手法により、解約・減額の際の平均指標金利に応じて、解約返還金額が増減します。
- *「市場金利」の水準に基づいて、解約返還金額の計算に適用する「平均指標金利」が算出されます。



■市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。

1+適用されている積立利率の算出時の平均指標金利

月数 1+解約返還金計算日の平均指標金利 + 0.10%

- *「適用されている積立利率の算出時の平均指標金利」とは、解約返還金計算日にこの保険に適用されている積立利率の算出において用いた 指標金利の平均値とします。
- *「解約返還金計算日の平均指標金利」とは、解約返還金計算日を契約日(積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日) とし、この保険と同一の通貨が指定され、かつ同一の利回りが指標金利として指定された新たな保険を締結すると仮定した場合に、当社の 定める方法により計算される、この保険に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率の算出において用いる指標金利 の平均値とします。
- *「月数」とは、積立利率保証期間の満了日までの月数(残存月数)に応じて以下のとおり計算され、1ヵ月未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。 ・残存月数が120ヵ月以下の場合:残存月数

·残存月数が121ヵ月以上の場合:残存月数×0.5+60ヵ月

*解約返還金額の計算に用いる利率を設定する時期(毎月1日と16日)と解約返還金計算日の間に生じる金利変動や、運用資産売却時の費用等に 備えるため、市場価格調整率において所定の係数(0.10%)を設定しています。このため、契約日(積立利率保証期間の更新後は、直前の 積立利率保証期間更新日)の市場金利と解約返還金計算日の市場金利が同一であっても、解約返還金計算日の積立金額に対して残存 期間に応じて一定率が控除されます。

〈積立金額に対して控除される率の例〉

契約日(積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日)と解約返還金計算日に適用される平均指標金利が1.00%の場合

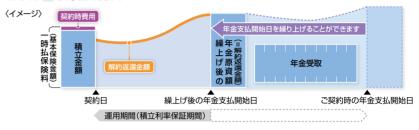
	積立利率保証期間の満了日までの残存年数								
20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年
1.47%	1.43%	1.38%	1.33%	1.28%	1.23%	1.18%	1.13%	1.08%	1.03%
10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年
0.98%	0.88%	0.79%	0.69%	0.59%	0.49%	0.39%	0.29%	0.19%	0.10%

- ■繰上げ年金開始をした場合や、目標値に到達して円建の終身保険に移行する場合などにも、市場価格調整が適用されます。
- ■終身保険への移行後は市場価格調整を行いません。

23

基本プラン 年金支払開始日の繰上げについて

- ■「基本プラン」の場合で、契約日から起算して1年以上経過しているときは、年金支払開始日前に限り、いつでも年金支払開始日 を繰り上げることができます。
- ■繰上げ後の年金支払開始日は、お客さまサービスセンターがお申込みを受け付けた日(書類に不備がある場合は、完備した日)の 翌日となります。
- ■繰上げ年金開始をした場合の年金原資額は解約返還金額となりますので、一時払保険料相当額を下回ることがあります。 くわしくは 10 をご参照ください。



積立利率保証期間の更新について

- 積立利率保証期間の満了日に限り、積立利率保証期間を更新することができます。
- ■更新時に、指定通貨および積立利率保証期間を変更することができます。

*円から外貨への指定通貨の変更、およびプラン(「満期重視プラン)の場合は死亡給付割合を含みます)の変更はできません。

- ■年金支払開始日における被保険者の満年齢が95歳を超えない範囲で更新できます。
- ■更新後の積立利率保証期間については、積立利率保証期間更新日の積立利率がその期間の満了日まで適用されます。
- 更新後の年金支払開始日の2ヵ月前まで行います。
- ■「満期重視プラン」の場合、更新後においては、死亡給付金額は「更新後の基本保険金額(更新前の積立利率保証期間の満了日 の積立金額)に死亡給付割合を乗じた額となり、解約返還金額は死亡給付金額が上限となります。
- ■しくみ図(イメージ)については P10 をご参照ください。

13 年金支払開始日の繰延べについて

- ■年金支払開始日の前日に、1回に限り、指定通貨が外貨の場合は3年、円貨の場合は1年を限度として、年金支払開始日を日単位で繰り延べることができます。
- ■繰延べ期間の満了日における被保険者の満年齢が95歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。
- ■繰延べ前の年金支払開始日の前日における積立金額について、繰延べ前の年金支払開始日における当社所定の利率で 積み立てます(積み立てられる金額を繰延べ後積立金額といいます)。
- ■繰延べ期間中の減額のお取扱いはありません。
- ■繰延べ後の年金額は、繰延べ後の年金支払開始日の前日における繰延べ後積立金額を年金原資額として、繰延べ後の 年金支払開始日における基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて算出されます。
- ■■■ 「基本ブラン」で目標値を設定し、目標到達せず繰り延べた場合、繰延べ期間中の目標値への到達状況の判定は行いません。
- ■しくみ図(イメージ)については ►P10 をご参照ください。

14 お客さまに負担していただく費用について

■くわしくは ►P26·27 をご参照ください。

注意喚起情報

- ■この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい 事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解の うえ、お申し込みください。
- ■「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に 関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

1 ▲ お客さまに負担していただく費用があります

この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

ご契約時

項 目	費用						
	一時払保険料から、基本保険金額につぎの率を乗じた金額を控除します。						
	指定通貨	積立利率保証期間					
契約時費用	外貨	3年	5年	6年	10年		
ご契約の締結に		2.5%	3.5%	4.0%	5.5%		
必要な費用です。	指定通貨	積立利率保証期間					
	В	5年	10年	15年	20年		
		0.5%	1.0%	1.0%	1.0%		

積立利率保証期間中

「満期重視プラン」の場合、積立金額が死亡給付金額を下回っている間は、積立金から死亡給付金を支払うための費用を控除します。

*上記の費用は、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

また、積立利率の計算にあたって、以下の保険契約関係費率をあらかじめ差し引いております。

プラン	指定通貨	保険契約関係費率
甘士プニン	外貨	ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用の率
基本プラン		ご契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用の率
:#######==>	外貨	ご契約の締結・維持などに必要な費用の率
満期重視プラン	円	ご契約の維持などに必要な費用の率

年金受取期間中

項目	費 用※2
<mark>保険契約関係費</mark> (年金管理費)※ ¹ 年金支払管理に必要な費用です。	受取年金額に対して 0.4% (円貨で年金を受け取る場合は 最大 0.35%)

- ※1 年金額よ年金支払開始日以後、年金(死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含みます)の支払いとともに上記の費用を控除する前提で費出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2023年4月現在の数値であり、将来変更されることがあります。ただし、年金支払開始日以後は、年金受取開始時点の数値が年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金等の年金払特約」および「年金支払移行特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。
- ※2 10年保証期間付終身年金の保証期間経過後の受取年金額および死亡時保証金額付終身年金の受取年金額(死亡時保証金額を含みます)に対しては1.4%(円貨の場合は最大1.0%)となります。

▶ 次ページへ

終身保険への移行後

*上記の費用は、移行日の年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

■ 通貨を換算する場合の費用

以下の場合には、為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。 TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

①「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払い込みいただく場合など

「保険料円貨入金特約」における為替レート	TTM+50銭	
「円貨支払特約」における為替レート	TTM-50銭	
「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約 目標値判定為替レート	TTM-50銭	
「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」 における為替レート	指定通貨を 別の外貨に変更	(移行前の指定通貨のTTM -25銭) ÷ (移行後の指定通貨のTTM +25銭)
	指定通貨を円に変更	TTM-50銭

②「保険料外貨入金特約」を付加して保険料を外貨でお払い込みいただく場合

「保険料外貨入金特約」の為替レート

(払込通貨のTTM-25銭)÷(指定通貨のTTM+25銭)

③積立利率保証期間の更新時に指定通貨を変更する場合

指定通貨を別の外貨に変更	(変更前の指定通貨のTTM-25銭) ÷ (変更後の指定通貨のTTM+25銭)
指定通貨を円に変更	TTM-50銭

*上記の為替レートは、2023年4月現在の数値であり、将来変更することがあります。

外貨のお取扱いにかかる費用について

保険料を外貨でお払い込みいただく際には、銀行への振込手数料などの手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、年金、給付金、解約返還金などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客さまの負担となります。

*上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

⚠ この保険のリスクは以下のとおりです

解約・減額する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)

この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための市場 価格調整を行うこと、ご契約の締結に必要な費用を一時払保険料から控除することなどの理由により、 解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

■■ 為替リスクについて(損失が生じるおそれ)

為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額 などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額などを下回る 場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれが あります。

「満期重視プラン」の場合の死亡給付金額·解約返還金額を抑えるしくみについて (大きな損失が生じるおそれ)

「満期重視プラン」の場合、死亡給付金額は基本保険金額に死亡給付割合を乗じた額となり、解約返還金額は死亡給付金額が上限となります。したがって、死亡給付割合が50%のときは、死亡給付金額は基本保険金額の50%となり、解約返還金額は基本保険金額の50%が上限となるため、死亡給付金額および解約返還金額は一時払保険料相当額を大きく下回ります。

8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除 (クーリング・オフ)ができます

- ■お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から 起算して8日以内※1であれば、書面または電磁的記録によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除※2ができます。
- ※1 8日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。
- ※2 お申込みの撤回またはご契約の解除のことを以下「お申込みの撤回など」といいます。



- ■お申出方法が書面の場合、郵便(はがき、封書)※3により第一フロンティア生命あてにお申し出ください。お申込みの 撤回などは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じます。
- ※3 個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。

<送り先> 〒141-8712 日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号 第一フロンティア生命保険株式会社 お客さまサービスセンター

■書面には、以下の記入事項をご記入ください。

記入事項	記入例
お申込みの撤回などをする旨	私は契約の申込みの撤回を行います。
お申込者などの氏名(自署)	ダイイチ タロウ 第一 太郎 *フリガナをあわせてご記入ください。
お申込者などの住所・電話番号	〒123-4567 ○○県○○市××1-2-3 TEL○○-××××-○○○
お払い込みいただいた金額・通貨	○,○○○,○○○ (米ドル・豪ドル・円)
ご本人名義の返金口座	○○銀行 ○○支店 預金種類 1234567 口座名義人 ダイイチ タロウ

- ■お申出方法が電磁的記録の場合、主たる窓口としている第一フロンティア生命ホームページよりお申し出ください。 (第一フロンティア生命ホームページアドレス https://www.d-frontier-life.co.ip/)
- ■クーリング・オフのお申出をされた場合のご返金は、保険会社に保険料としてお払い込みいただいた通貨となります。
- *外貨でお受け取りになる際には外貨預金口座をご指定ください。取扱金融機関によっては、円貨預金口座をご指定された場合。 円貨に両替される場合があります。
- ■■■ これがって「保険料円貨入金特約」の付加有無により、クーリング・オフに伴いご返金する通貨が異なります。 くわしくは、下記の表をご参照ください。

	保険料お払い込み時の通貨	クーリング・オフに伴い ご返金する通貨
「保険料円貨入金特約」を付加する場合※4	円貨※5	円貨※6
「保険料円貨入金特約」を付加しない場合	外貨※7	<u>外貨</u> ※8

- ※4「保険料円貨入金特約」をお取り扱いしない代理店もあります。
- ※5「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払い込みいただく場合、所定の費用(通貨を換算する場合の費用)が発生します。
- ※6 円貨でお払い込みをいただいた金額と同額を、円貨でお返しいたします。
- ※7 金融機関代理店等で円貨を外貨に両替する場合、所定の手数料が発生します。また、お客さまの口座から当社口座へ送金を行うための、 所定の手数料が発生することがあります。
- ※8 外貨でお払い込みをいただいた金額と同額を、外貨でお返しいたします。ただし、外貨でのご返金となるため、当初の資金が円貨の場合 (金融機関代理店等で外貨に両替した場合)、以下により、ご返金額が円貨ベースでは元本割れすることがあります。
 - ①円貨から外貨への両替に係る金融機関所定の手数料 ②外貨から円貨への両替に係る金融機関所定の手数料
 - ③送金及び着金に係る金融機関所定の手数料 ④為替差損(益)
- *「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、外貨払込金額と同額をお払い込みいただいた通貨でお返しいたします。

告知は不要です

- ■この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。
- ■入院中または余命宣告を受けている被保険者のお申込みはお取り扱いできません。
- *申込日以降の入院予定が明らかになっている場合や、「介護老人保健施設 | 「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) | 「介護療養型医療施設」「介護医療院」への入居も同様の取扱いとなります。

ご契約に適用される積立利率は、契約日(保険料が第一フロンティア 5 牛命に着金した日)における積立利率となります

- ■積立利率は毎月1日と16日の月2回設定されます。
- ■お申込みから契約日までの間に積立利率が変更となった場合、契約日の積立利率が適用されますので、ご注意ください。
- ■積立利率は、一時払保険料から契約時費用を差し引いた金額に適用されます。したがって、一時払保険料に対する 実質利回りは、積立利率よりも低くなります。
- ■積立利率保証期間を更新する場合には、更新日の積立利率が適用されます。

保障の開始は以下のとおりとなります(保障の責任開始期)

- ■保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った ときから、ご契約上の保障が開始されます。
- ■募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約 締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾した ときに有効に成立します。
- ■保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

死亡給付金・年金をお支払いできない場合があります

- ■死亡給付金・年金の免責事由に該当した場合(責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき、 ご契約者・死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき、年金の種類が死亡時保証金額付終身年金で、年金 受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど)
- ■重大事由によりご契約が解除となった場合(ご契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が、暴力団 関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡給付金を詐取する 目的で事故を起こしたときなど)
- ■死亡給付金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合。
- ■詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合

解約返還金額が一時払保険料を下回ることがあります

- ■解約返還金額はつぎの影響をうけます。
- ①契約時費用
- ② 市場価格調整
- ③ 門貨に換算した金額は解約時の為替レート
- ④ 「満期重視プラン」の場合の、死亡給付金額・解約返還金額を抑えるしくみ

解約返還金額の計算方法などくわしくは ▶ P23 をご参照ください。

この保険には為替リスクがあります

■くわしくは P28 をご参照ください。

給付金額などが削減されることがあります

- ■牛命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- ■保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員で ある生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られる こととなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額の削減 など、契約条件が変更されることがあります。くわしくは、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820

受付時間:月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時~正午、午後1時~午後5時 ホームページアドレス https://www.seihohogo.ip/

現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みを する場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

- ■ご契約中の保険契約の解約返還金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間 のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ■ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消し や責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、給付金などが支払われないこと があります。
- ■ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻す ことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す(復旧する)取扱いに制限を受けること があります。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする 生命保険であり、預金とは異なります

この保険にかかわる指定紛争解決機関は 一般社団法人生命保険協会です

- ■一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に 関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所 lを設置し、電話にてお受けしております。 (生命保険協会ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/)
- ■「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過 しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命 保険相談所「内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

死亡給付金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は 以下のとおりです

- ■お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金のお支払事由が 生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
- ■第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、 ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- ■死亡給付金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について給付金 などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。 なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

ご加入の生命保険に関するお手続きや ご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

- ■第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡給付金の 支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。
- ■募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター 0120-876-126 営業時間 9:00~17:00 (土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

16 税務のお取扱いは以下のとおりです

■ここに記載の税務のお取扱いは2023年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

*2037年12月31日までの各年の所得税に対しては「復興特別所得税」が適用され、各年の所得税額に対して2.1%を乗じた金額が 追加的に課税されます。

*ご契約者が法人である場合には、法人税、事業税および住民税などに関するお取扱いとなりますのでご注意ください。

外貨建の保険契約のお取扱い

- ■外貨建の保険料などは、以下の基準により円貨に換算したうえで、円建の生命保険と同様のお取扱いとなります。
- *「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、下表の保険料については円貨払込金額となります。
- *「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、下表の保険料については外貨払込金額を円貨に換算した金額となります。
- *「円貨支払特約」を付加した場合などで、当社が、年金、死亡給付金、解約返還金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額に 基づき課税されます。

項目		円換算日	換算時の為替レート
一時払保険料		保険料領収日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
解約返還金	源泉分離課税となる場合解約返還金計算日		TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
所作以及逐亚	所得税(一時所得)となる場合	(請求書類の受付日)	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
死亡給付金 死亡時保証金額	相続税・贈与税となる場合	支払事由発生日	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得)となる場合	又払争田先王口	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
年金原資額の	源泉分離課税となる場合	年金支払開始日	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
一時支払	所得税(一時所得)となる場合	十亚义闪用知口	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
	(特約)年金	(特約)年金支払日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)

*受取額は、円換算額で課税されるため、外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回っても課税されることがあります。

*受取額は、円換算額で課税されるため、税引後の外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

ご契約時

■お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。 介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件

ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、年金受取人・死亡給付金受取人などのすべての受取人が、本人か配偶者またはその他の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)であること。

積立利率保証期間中および終身保険への移行後

■解約・減額時の差益に対する課税

積立利率保証期間中

解約・減額時の年金の種類	契約日から5年以内の解約·減額	契約日から5年超の解約・減額
確定年金	20.315%源泉分離課税	所得税(一時所得※1)+住民税
死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金	所得税(一時所	得※1)+住民税

●終身保険への移行後

所得税(一時所得※1)+住民税の対象となります。

死亡給付金受取時の課税

		契約例			
契約形態	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡給付金 受取人	課税の種類	
ご契約者と被保険者が同一人	Α	Α	В	相続税	
ご契約者と死亡給付金受取人が同一人	Α	В	Α	所得税(一時所得※1)+住民税	
ご契約者、被保険者、 死亡給付金受取人がそれぞれ別人	А	В	С	贈与税	

^{*}契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「牛命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

年金受取期間中

■一括受取(年金原資額の一時支払)時の差益に対する課税

契約日から5年以内の一括受取	契約日から5年超の一括受取
20.315%源泉分離課税	所得税(一時所得※1)+住民税

^{*}ご契約者と年金受取人が別人の場合、一括受取額に対して贈与税が課税されます。

■年金受取時の課税

年金の種類	年金のお受取時	未払年金の一括受取の場合
確定年金		所得税(一時所得※1)+住民税
死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金	所得税(雑所得※2)+住民税	所得税(雑所得※2)+住民税

^{*}ご契約者と年金受取人が別人の場合、年金受取開始時に別途贈与税が課税されます。

死亡時保証金額受取時の課税

	契約例				
契約形態	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	年金 受取人	後継年金 受取人	課税の種類
被保険者と年金受取人が別人	Α	В	Α	1	所得税(一時所得※1)+住民税
被保険者と年金受取人が同一人	Α	Α	Α	В	相続税

^{*}死亡時保証金額は被保険者死亡時に年金受取人(年金受取人が被保険者の場合は後継年金受取人)に支払われます。

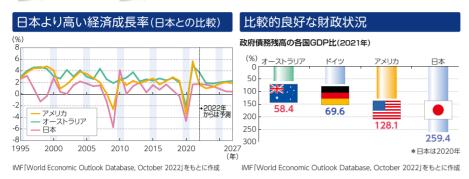
※1 一時所得の課税対象

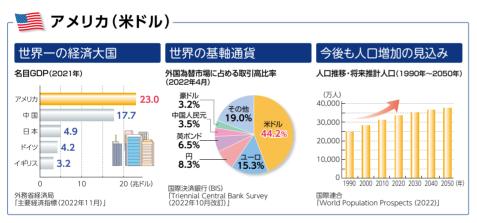
一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。 特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

一時所得の
$$=$$
 $\left($ 収入 $\left($ 必要経費 $\left($ 特別控除 $\left($ (受取額) $\left($ 化込保険料) $\left($ (50万円) $\right)$ \times -

※2 ご契約者と年金受取人が別人の場合(「死亡給付金等の年金払特約」を付加して死亡給付金を年金で受け取る場合を含みます)、 初回の年金は非課税となり、2回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。

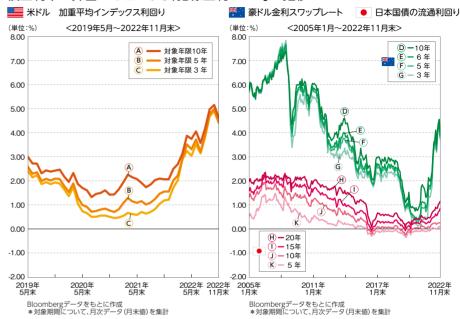
アメリカ・ オーストラリアの魅力







積立利率の算出のもとになる「指標金利 **▼PI5**」の推移





Bloombergデータをもとに作成 *対象期間について、日次データ(TTM)より月末値を抽出してグラフを作成(最大値、最小値は日次データを集計)

フロンティアの

- ●ご契約者の代わりに、あらかじめ指定されたご家族(保険契約者代理人)が契約の諸手続きや 契約内容の確認を行うことができるサービスです。
- ●第一フロンティア生命の"全商品"に付加することができます。



契約者ご自身が、手続きを行う意思表示が困難である、または それに準ずる状態と判断される場合は、

「保険契約者代理人」が本人に代わって手続きを行うことが できます。

「保険契約者代理人」がご契約内容について、 いつでも照会できます。

- *契約者ご本人への「保険証券」送付と同じタイミングで、保険契約者代理人に契約内容(契約者・被保険者・受取人、保険種類、保険料など) を郵送でお知らせします。
- *「フロンティアのご家族安心サポート」を付加するにあたり、費用はかかりません。また、所定のお手続きが必要となります。

たとえば…

母(ご契約者)が認知症で意思表示が困難な状況に。介護施設への入居費用が必要・・・

- 解約の手続きは、 母(契約者)しかできない…
- ●成年後見制度※の利用も 手間がかかりそう…
- ●母の保険証券を見ても、 内容がよくわからない…

認知症で 意思表示が困難に



困ったなぁ…



※認知症や知的障害のある方など、判断力が充分ではない方々が 不利益を被らないように、その方を援助してくれる方(成年後見人)を 付け、法律的に支援する制度です。

対策後

- ✓ 困ったときでも、 まとまった資金をスムーズに 受け取れる準備ができるね!
- ☑ 母(契約者)の契約内容が いつでも確認できるのも安心♪

いざという時、息子に 手続きしてもらえて安心♪







(保険契約者代理人)

保険契約者代理人に指定できる範囲、代理の対象となる手続きについての詳細は、「フロンティアのご家族安心サポート のご案内|および「ご契約のしおり・約款 | でご確認ください。「フロンティアのご家族安心サポートのご案内 | については、 右記のコード(第一フロンティア生命ホームページ)からご確認いただけます。



M	E	M	0